

平成24年山形村議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成24年6月6日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成24年6月6日

（9日間）

至 平成24年6月14日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 6 議案第32号

日程第 7 議案第33号

日程第 8 議案第34号

日程第 9 議案第35号

日程第10 議案第36号

日程第11 議案第37号

日程第12 議案第38号

日程第13 議案第39号

日程第14 議案第40号

日程第15 議案第41号

日程第16 議案第42号

日程第17 議案第43号

日程第18 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番	大池俊子君	2番	三澤一男君
3番	小林武司君	5番	神通川清一君
6番	宮澤敏君	7番	竹野園麿君
8番	柴橋潔君	9番	中村弘君
10番	大月民夫君	11番	竹野入恒夫君
12番	上条浩堂君	13番	上条光明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	清沢實視君	副村長	百瀬泰久君
教育長	山口隆也君	会計管理者	中村俊春君
総務課長	笹野初雄君	税務課長	野口英明君
住民課長	青沼永二君	保健福祉課長	小野勝憲君
子育て支援課長	中村康利君	保育園長	倉科寛君
産業振興課長	住吉誠君	建設水道課長	赤羽孝之君
教育次長	根橋範男君	総務課財政係長	上条憲治君

事務局職員出席者

事務局長	小口正君	書記	児玉佳子君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（上條光明君） おはようございます。

これより、平成24年第2回山形村議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（上條光明君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。山形村の村花でありますサツキの花がいつもよりやや遅れまして咲き始めました。

本日ここに平成24年第2回山形村議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、お差し繰りをいただき、全員ご出席のもと開会することができました。改めてここに厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今定例会に私どもから提案いたします案件は、条例の制定について1件、条例の一部改正する条例について6件、さらには一般会計など5会計の補正予算案の合計12議案を上程するものでございます。議員の皆様方におかれましては、慎重審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会開会に当たりましてのあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

◎開議宣告

○議長（上條光明君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番・三澤一男議員、3番・小林武司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條光明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月31日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から6月14日までの9日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月14日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（上條光明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の活動状況報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（上條光明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、今回、2件について行政報告を申し上げたいと思います。

まず1件目でございますが、第3回県と市町村との協議の場についてご報告を申し上げます。

去る5月14日午後3時から5時30分まで、県庁特別会議室におきまして、第3回の県と市町村との協議の場が開会されまして、県町村会産業経済部会長、理事でもございますが、その立場で出席をさせていただきました。

まず、前回の論議されました長野県森林づくり県民税について、県側から説明がございました。この森林税につきましては、今年度が最終年度となっていることから、来年以降の対応について、今後の見込みと阿部知事のお考えを伺いたいという質問を第2回目にしておりまして、その回答は森林税の検証を行う県民会議と地域会議において、森林づくりは税導入によってかなり進んだものの、未整備がまだまだあるということから、25年度以降も継続すべきであるという意見が出されているわけですが、県の地方税制研究会というのがございまして、座長であります青木宗明神奈川大学教授から報告がございまして、課題に対する答えが出せないという説明がありまして、5月以降となると、この結論です。ということございまして、なかなか時間がかかっておるといってございまして、

なお、知事からは、この地方税制研究会からの報告があり次第、早急に検討を行う予定とのご報告がございました。

いずれにいたしましても、この件に関しましては、かなり内部で調整がつかないでいるというのが現状であろうかというように思っております。

また、今回のメインテーマでございました制度開始から5年が経過いたしました県の地域発元気づくり支援金について、課題を整理して、新たな仕組みづくりにつなげるため、県と市町村で事務レベルの作業部会を設けるということが決まったわけでございます。

本村では協働の村づくりの事業といたしまして、公共団体等に1件につきまして3万円の助成金を審査会をかねまして、これを通じまして出しておるわけですが、このような市町村独自の同様の補助制度との住み分けをどうするかという課題として上げられたわけでございます。

市町村が主役という前の村井県政で誕生しましたこの元気づくり支援金でございますが、阿部知事は5年間で50億円も使っている、その成果が見えてこない、見えにくいということを述べられまして、見直しが必要であるということを強調いたしましたので、この元気づくり支援金につきましてはまだ不透明な点が多々あるわけでございます。

以上が1件目でございます。

2件目につきましては、県町村会の役員の先進地視察研修について申し上げたいと思います。

去る5月9日夕方より、FDAの利用促進というのを兼ねまして松本空港から福岡まで行ったわけでございますけれども、9日の夕方立ちまして11日までの間、町村会によります役員研修に参加いたしまして、熊本県の阿蘇郡の小国町というところを視察してまいりました。

小国町は人口が8,162人、面積が136.72平方キロメートル、山形村の約5.5倍の面積でございます、そのうちの森林面積が総面積の約7割を占めておりまして、小国杉の産地として全国的に知られまして、江戸時代に肥後の細川藩が各戸に25本ずつ苗を植えさせたこと、育てさせたということに由来するということでございます。

小国杉の特徴はうす紅色と色合いがよく、根元から真っすぐなことと、材料の強度が特にすぐれているということから、この特徴を生かしまして国内の大型建造物に多く使われているようでございます。

視察団一行は、6ヘクタールあるという樹齢200年の小国杉の森林帯や2階建てに必要な「通し柱」、6メートル以上の集積場所や森林組合の事務所を兼ねた林業と木材のすべてがわかる「施設林業センター」、そしてスポーツのほかコンサートなどのイベントにも使用されます「小国ドーム」等を見学いたしました。

とりわけ「小国ドーム」は新しく開発した木造トラスト工法によって建設されたものでありまして、木造立体トラス工法の天井空間は、日本最大級として全国から注目を集めているようであります。

この松本の空港の近くのドームです、木造の大型のドームであります、これもこの小国ドームをまねしたといいますか、それを参考にしてつくられたということだそうであります。

そのほかにも小国杉を使用した木造建築が多く見られました。木魂館、保育園、商

工会館、小学校、森林保全管理センター、北里バラン等でございます。余談でございますが、この北里柴三郎というあの医学博士がおられましたけれども、この方の生まれたふるさとだということでございまして、その記念館等ございました。これが北里バランというところでございまして、平面トラス工法によります木造建築も視察してまいりました。

江戸時代から積極的に造林が進められました小国杉として全国にその名も知れ渡り、林業及び製材関連産業が町の経済を支えてきているそうでございますが、近年、林業を継ぐ若者の減少が課題となっているということでございました。

温泉蒸気を利用しての木材乾燥施設も見学してまいりましたが、公共施設の屋上には太陽光発電システムが設置されておりましたし、高台には風力発電装置が8基、大型でございますが8基稼働しておりました。地域の資源活用とエコの取り組みに力を入れている小国町は、林業のほかにも学ぶべき先進地であるということを感じたわけでございます。

以上、2件につきまして行政報告にかえさせていただきたいと思っております。

以上であります。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（上條光明君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに議会に提出されました請願・陳情は、24請願第1号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する請願書」の1件です。

ここで、本請願の紹介議員より内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願ということで、請願理由を説明したいと思います。

請願理由としまして、来年度予算編成に当たり「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたいということです。

この請願はもうずっと毎年出ています。ほとんど内容は同じなのですが、なかなかこれが実現しないということで、国に上げていただきたいということで提出しました。

簡単に説明しますと、この「義務教育費国庫負担制度」は、昭和60年から平成16年までに国と地方の役割分担、国と地方の財政状況などを踏まえ、給料、諸手当以外の費用を一般財源化しました。平成16年には総額裁量制を導入、平成18年には国庫負担率を国が2分の1から3分の1に減らしました。また、公立小・中学校、盲学校、聾学校の国庫負担制度と養護学校の国庫負担制度を統合しました。

また、今、大阪、また東京の方まで始まったのですが、教育改革では国家権力としてこの教育を利用しようとしています。今ここの義務教育費の国庫負担制度の堅持、3分の1から2分の1に国庫負担率を戻すなど大事なときだと思えます。十分な審議をしていただき、ぜひ意見書を上げていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上條光明君）　ここで付託表の訂正をちょっとお願いしたいと思ひまして、別紙に配ってあるのですが、請願・陳情付託表の日付が、平成23年6月8日になっていますが、平成24年6月6日に訂正をお願いします。

本日提案しました請願1件につきましては、会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託し審査を願うことにします。

◎議案第32号～議案第34号

○議長（上條光明君）　日程第6、議案第32号から日程第8、議案第34号までを一括して議題とします。

書記をして議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（上條光明君）　ただいま一括議題としました議案第32号から議案第34号までの各議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君）　それでは、議案第32号から議案第34号について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第32号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について」で

ございますが、本年7月9日より外国人住民の登録につきましては、法令の改正によりまして外国人登録法が廃止され、改正された住民基本台帳法に基づくことになるわけでございます。

このため、山形村の印鑑の登録及び証明に関する条例中、外国人住民にかかわる事項の改正などを行うものでございます。改正部分が多岐にわたるために全部改正いたしまして、7月9日より施行するものでございます。

次に、議案第33号でございます。「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございますが、本年7月9日をもって外国人登録法が廃止となり、外国人に関する証明書は日本人同様に住民票による証明にかわるため、当該条例中、別表に規定されている「外国人登録に関する証明」の欄を削除し、7月9日より施行するものでございます。

次に、議案第34号でございます。「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」でございますが、本年7月9日をもって外国人登録法が廃止となり、外国人登録証明書は日本人と同様に住民票で証明できるため、当該条例中に規定されている「外国人登録証明書」の字句を削除し、7月9日より施行するものでございます。

以上、議案第32号から議案第34号について提案説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第32号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 次に、議案第33号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 次に、議案第34号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） それでは、議案第32号から議案第34号までについて一括して質疑を行います。

質問が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第35号

○議長（上條光明君） 日程第9、議案第35号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、議案第35号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

増加する保険給付費等の支払いで不足する財源を確保するため、やむを得ず保険税率の引き上げ改定を行い、国保会計の健全運営を図るものでございます。

保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されていますが、いずれも支払額の負担率50%相当の税込では補えない状況で、このたびの国保運営協議会の答申を受けまして税率の改正をするものでございます。

今回の税率の見直しによりまして、全体で8.5%の引き上げとなるわけでございます。

各区分ごとの所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれ見直しを行いますが、特に医療費分につきましては改定後の税率を所得割7.1%、資産割35%、均等割、平等割をそれぞれ2万2,000円とするものでございます。

厳しい経済情勢の中、税率の引き上げは被保険者の負担増となるわけでございますが、適正な医療制度の確保に向けての改定でございます。

本村におきましては平成18年度以来6年ぶりの引き上げでありまして、皆様にはご理解をいただきたいというように思うわけでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（上條光明君） それでは、議案第35号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） この施行日が4月1日からになっているのですが、今議会に提出してさかのぼって集めるというふうに理解していいわけでしょうか。

○議長（上條光明君） 野口税務課長。

○税務課長（野口英明君） 施行日を4月1日にした理由ですけれども、一応国保税の賦課期日が4月1日ということになっておりまして、さかのぼるというわけではないですけれども、一応賦課が7月25日が第1期の納期になるものですから、まだ間に合うというか、さかのぼっても不利益をこうむる方がいないという形の中でもって4月1日で施行をお願いしたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、よろしいでしょうか。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（上條光明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないので、以上で質疑を終了します。

◎議案第36号

○議長（上條光明君） 日程第10、議案第36号「山形村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第36号「山形村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

山形村農業委員会に関する条例第4条におきまして、「農業委員会の選任による委員のうち、議会の推薦にかかわる委員の人数は3人とする」と定めておりますが、議会推薦の実態に即して的確に対処するため、現行の「3人」の次に「以内」を加えることによりまして、「農業委員会の選任による委員のうち、議会の推薦にかかわる委員の人数は3人以内とする」に改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） それでは、議案第36号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園磨議員。

○7番（竹野園磨君） 改正前、3人とするということで、条例で3人とするというふうになっていたが、実際は3人やってこなかった。これは全く問題がなかったのかどうかというあたり、その辺はちょっと説明してください。

○議長（上條光明君） ただ今の質問に対し住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 条例におきまして3人ということであつたのであるのですけれども、議会からの推薦におきまして、平成17年の推薦の際も2名、それから20年の推薦の際も2名、それから23年の推薦の際も2名というようなことで来ておりましたので、それでその違法かどうかというのはちょっと厳密には何ともわからないわけなのですけれども、そこで3名と条例で規定されているのに対してずっと2名というのが3期続けてきたということで、そこにちょっと若干ずれがあるというようなことで、今回の一部改正というようなことで提案ということになっております。

以上ですけれども。

○議長（上條光明君） 竹野園磨議員。

○7番（竹野園磨君） 今多分言ったと思うけれども、もうちょっと確認のために全く問題がなかったかどうかということをお聞きしたかったということで、今言われました、大体。わからない、よくわからないということだ。はい、いいです。

○議長（上條光明君） 竹野園磨議員、よろしいですか。

○7番（竹野園磨君） はい。

○議長（上條光明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないので、以上で質疑を終了します。

◎議案第37号

○議長（上條光明君） 日程第11、議案第37号「山形村教育委員会教育長の勤務時

間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第37号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

条例の目的規定の中で、教育公務員特例法の条例を引用していますが、教育公務員特例法が改正されたことに伴いまして、引用条項の改正が必要となりました。このため条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(上條光明君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) それでは、議案第37号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第38号

○議長(上條光明君) 日程第12、議案第38号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 議案第38号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

普遍的な事項として使用料の納付時期や使用料の還付など、条例中に規定しておくことが適切と考えられる内容について、条項を追加するとともに、必要な字句等の整理をするため条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） それでは、議案第38号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第39号

○議長（上條光明君） 日程第13、議案第39号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第39号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

一般会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出9,551万円を追加し、補正後の予算規模を37億9,551万円とするものでございます。

歳入予算では、地方交付税に3,719万1,000円、県支出金に介護施設建設事業補助金3,000万円、基金の繰入金に335万6,000円、それから繰越金に2,000万円、諸収入に市町村振興協会からの交付金170万円を計上するなどいたしました。

歳出予算では、一般職の職員の人事異動に伴いまして人件費の組み替えや、特別職の職員の給与費の補正を行うとともに、総務費は株式会社松本山雅に対しまして地域及びスポーツ振興出資金として300万円を計上いたしました。そのほか民生費では社会福祉施設整備に対する補助金4,000万円、農林水産業費には農地費の県単農業農村整備事業補助金の追加といたしまして150万円、消防費には消防施設費の分団詰所建設工事に335万6,000円などをそれぞれ計上いたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、平成24年度の一般会計補正予算の詳細説明を申し上げます。補正予算書の8ページをご覧をいただきたいと思います。先ほどの提案説明と重複するところがございますけれども、よろしく願いをいたします。

歳入の関係でありますけれども、款9、地方交付でありますけれども、3,719万1,000円を追加をするものであります。

それから、中段の14、県支出金であります、民生費県補助金、3,000万円ですが、これは小規模多機能居宅介護事業所の整備の補助金ということで見込んでおります。

それから、次の4の衛生費県補助金の関係ですが66万3,000円、元気づくり支援金、アメシロの駆除の機器の購入でありますけれども、採択となりましたので今回補助金を追加するものであります。

ページをめくっていただきまして9ページの17の繰入金、公共施設整備事業ということで、消防分団詰所の追加の補正をお願いしたために基金からの繰り入れを予定をしております。

それから、19の諸収入、雑入の関係で総務費収入の上から2段目の012、YCS農協収入金、年度当初確定をしていなかったために、確定をいたしましたので今回120万円を追加するものであります。

それから、013、長野県市町村振興協会市町村交付金、これは当初予算で歳出の方で自主防災組織の資機材の購入を予算計上しておりましたけれども、この交付金が確定をいたしましたので170万円を追加するものであります。

歳入は以上であります。

次、歳出に移りますけれども、これもやはり人件費の組み替えが主なものであります、それ以外についてご説明を申し上げます。

ページをめくりまして12ページをお願いいたします。先ほど提案説明で申し上げましたが、3、企画費の12ページの中段にあります24、投資及び出資金の中で地域・スポーツ振興資金出資金ということで、株式会社松本山雅に対しての出資300万円を計上をしております。

それから、ページ、飛びますけれども16ページ、民生費の社会福祉総務費の関係で、16ページの中段にあります負担金、補助及び交付金の中で4,000万円ということ

で、障害者就労に向けての施設並びに地域交流活動拠点施設への施設整備への事業の補助金ということで4,000万円を計上をしております。

それから、ページめくりまして17ページの中段、目3、老人福祉費の19の負担金、補助及び交付金の中で3,000万円ですが、歳入の方でも申し上げました小規模多機能の関係の整備補助金を計上しております。

それから、次に18ページ、3、民生費の児童福祉総務費、18ページの中段になりますが賃金243万6,000円を減額しておりますが、これはふれあいの館館長、課長を兼務でありますので今回減額をしております。

それから、次のページ、19ページの一番上になりますが014、派遣職員給与等の負担金ということで、県より派遣の職員の給与、期末勤勉手当等の負担金を追加でお願いするものであります。

それから、ページ飛びまして23ページになります。農地費の19、負担金、補助及び交付金、先ほども提案説明で申し上げましたとおり県単の農業農村整備事業ということで大池原・東原地籍の排水の対策の調査をいたします。それによりまして今後の計画に役立てるとということで、全体を把握をしたいということで今回150万円を追加をお願いしてあります。なお、これにつきましては事業主体が中心平右岸土地改良区ということで村50%、県50%で事業が行われるものであります。

それから、24ページの一番下にありますけれども、消防費の、3の消防施設費でありますけれども、小坂、上竹田の詰所の建設で地盤調査の結果、支持層までのくい打ちが計画どおり行かなく、当初より若干くい打ちがメーター数が伸びたというようなことで今回追加をお願いするものであります。

以上で、詳細説明の方を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第39号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 最初に9ページ、ではない8ページだ。地方交付税がまず3,700万円今回収入増と見込んでいるのですが、この時期でもってこれだけの多額を補正するということについて、大体地方交付税というのは毎年一定の低目に見て、年間の中でもって必要に応じて増やしていくというふうな予算の組み立て方だろうと思うのだけれども、これ、どうでしょうか。これだけあれして、今後どのくらい見込めるか

というあたりがどのように読んでいるのかお聞きしたいと思います。

それから、12ページ、これはいわゆる投資及び出資金300万円、当初の村長の提案説明でも若干触れられていましたけれども、これは全協でもいろいろと協議されましたが、まず300万円、この根拠をもうちょっとわかりやすく村民に説明できる内容の根拠を説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に対し上條財政係長。

○総務課財政係長（上條憲治君） 地方交付税であります。普通交付税におきまして当初予算額が12億3,000万円ということで、今のところの見込み、確定額ではありません。見込みでありますが一応今年度13億円超を見込んでいます。約13億1,000万円くらいでしょうか。

ちなみにですが、平成23年度の決算額では13億6,000万円超くらい来ておりまして、今年度につきましてもやはり13億円は超えるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 山雅への出資の件につきまして申し上げたいと思います。さきの全員協議会でもご説明申し上げましたが、山雅側からの要望金額は300万円ございました。私どもといたしましては、さきの全員協議会のところでもご意見をお聞きしました。また理事者、それから庁内の財政担当者を初め管理職職員並びに多くの村民の皆さん方よりご意見をお聞きする中で、地元でもあるということでありまして、山雅のサポーターも地元は、大変山形は多いという状況でありますし、青少年の健全育成の一環としてプロの選手より指導を受けたり、村民が交流する機会を得るということは有意義なことだという内容の声も多くあったわけでございますし、村の農産物や農産の加工販売をアルウィンやアウェイ、敵地のブースで可能であればメリットも大きいではないかという声も多かったわけでございます。

いろいろとご意見を聞いた中で、このような状況から、山雅からの300万円の要望に沿って今回の補正予算に計上させていただいたわけでございます。根拠ということでございますけれども、出資に関する根拠、過去においては現在もそうでございますが、テレビ松本に5,000万円の出資をしております。そのときの根拠というのも特に私どもといたしましては承知はしておりませんし、出資に関しての根拠につきましてはやはりその都度、その都度の状況、話し合い等によって成り立つものでありまして、説明

については、住民に対して説明につきましては皆様方、議員の皆さん方、状況を把握していただきましてお話しいただければありがたいなというように私は思っておりますが、以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） この前の全協のときの協議でも、特に松本市だとか塩尻市の例は出されて、それとの比較の中で額もどうすべきかということ、ほとんど議員がその出資することについては反対ではなかったというふうに私は見えています。

ただ、その額をどういうふうに決めるか。村民が納得できるような額という、どの辺のものかという、そのことを。だから、例えば根拠と言ったら、その辺から見たら松本や塩尻と比べて比較した場合、300万円が妥当なのかというあたり、それが一番わかりやすい根拠だろうと思います。そんなことでもってもし説明がもしいただければお聞きしたいと思いますし、それで今、当然村民がいろいろな面でもって、考え方もって納得すればいいわけで、今、村長のお話の中で多くの村民の意見を聞いたと言う、言いましたので、具体的にどんな村民から聞いたかというあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） いろいろの委員会とか、それだとか、またこの期間に集まる場所があったり、私の後援会の皆さん方のご意見を聞いたり、私も今回に関しましては大勢の、もちろん議員の皆さん方からもお聞きいたしました。

そんな中でご意見を聞いた中でこのような要望に対して、向こうからの要望に対してこたえるのがベストであろうというように判断をして、このように今回計上させていただいたわけでありまして、先ほど来松本、それから塩尻、また人口等に関することについてでございますけれども、皆、先ほど私、申し上げましたとおり本当の地元でございます。それで、結構いろいろな面で、サポーターも多いということばかりではなくて、将来的に考えた中でいろいろと観光協会もそうでございますし、当然皆さん方、この間の会議のときにもいろいろとお話をした、お聞きした中では観光協会の皆さん方もぜひ要望どおりにやるべきではなからうかというようなことを言っておりますし、私が聞いた中で額に対して反対している人はだれもおりませんでした。

それから、庁内におきましても、要望に対してこたえるのがいいだろうということでもございましたので、そのように思った、今回の補正予算に計上させていただいたわけであります。とにかく私、今回精力的に大勢の意見を聞いたつもりであります。

- 議長（上條光明君） 竹野園磨議員、よろしいですね。
- 7番（竹野園磨君） はい。
- 議長（上條光明君） ほかに質疑はありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（上條光明君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。
-

◎議案第40号

- 議長（上條光明君） 日程第14、議案第40号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

- 村長（清沢實視君） それでは、議案第40号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成23年度の医療費支払いの実績等から、本年度当初予算計上いたしました保険給付費等の増額補正を行おうというものでございます。

歳入財源といたしましては、国、県支出金や繰越金見込額、またさきに議案としてご提案いたしました保険税率の引き上げによる増収額を見込み、対応するものでございます。

歳入、歳出それぞれ9,169万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出ともに総額で9億8,505万3,000円としたいというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民課長。

- 住民課長（青沼永二君） それでは、提案説明に続きまして、もう少し詳しくご説明をしたいと思います。

議案書の2ページと3ページを用いて説明をしたいと思います。特別会計へ先に歳出、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

今回の主な補正につきましては、一番上の段、保険給付費、こちらでは総額で9,033

万8,000円の補正をし、そのほかそれぞれの各款におきましては、今現在わかり得る数字で細かな増額あるいは減額等をしたものであります。

今回この歳出におきましては、先ほどの23年度実績に基づきながら一般被保険者の療養給付費並びに高額療養費、こちらを増額するものであります。その内容に基づきまして、全体では9,169万5,000円増額になります。

それでは、この財源につきましては1枚戻っていただきまして2ページ、こちらの歳入をご覧いただきたいと思っております。

それでは、保険税はちょっと後ほどの説明をさせていただきますが、国庫の支出金、こちらで1,952万円、これにつきましては医療費を増加するために来る国の負担金、こちらの増額分を見込んでおります。

それから、一番下の段、繰越金、こちらにつきましてはほぼ6,000万円くらいは増額できるという見込みでございます。ただ、この6,000万円につきましても全体では医療費が足りないという中ではありますけれども、そのほとんどが年度末におきまして医療費不足、予算不足に対応した基金の取崩金等が主な内容であります。

これらを差し引きまして、結果的に国民健康保険税、こちらの方での税改正等々をにらみ合わせた中での増額が1,164万2,000円、これをもってとりあえず第1号における歳入、歳出を合わせたという形のものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第40号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第41号

○議長（上條光明君） 日程第15、議案第41号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第41号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げたいと思います。

介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ388万4,000円減額し、補正後の予算総額を6億2,976万7,000円とするものでございます。

歳入予算では、歳出予算に伴う国、基金、県及び繰入金をそれぞれ計上いたしました。

歳出予算では、一般職の職員の人事異動に伴いまして人件費の組み替え、404万7,000円の減額とシステム改修に伴う委託料16万3,000円の追加でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(上條光明君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) それでは、議案第41号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第42号

○議長(上條光明君) 日程第16、議案第42号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 議案第42号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加いたしまして、総額を4億1,215万3,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では下水道使用料を115万3,000円増額補正したいと思っております。歳出補正の主なものは、事業建設費で障害者福祉施設の排水設備工事費

などに408万5,000円を追加いたしまして、人事異動に伴う事業管理費の賦課徴収事務負担金293万2,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） それでは、議案第42号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 使用料が115万3,000円増ということで、これ、何かたしか去年でしたか、去年から今年にかけて上下水道とも使用料が初めて減ったというふうな数字がたしか出たと思います、予算上、それから決算上かな。今回これ、115万3,000円増えたというのの増えた原因、要因はどんなことかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に対し赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 下水の使用料なのですけれども、一法人なのですけれども、新たに事業開始したということで、今年の2月からなのですけれども、使用料が月額50万円ぐらい実績で見込めます。それに伴いましてその一部を今回の歳入に充てさせていただいております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） はい。

○議長（上條光明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないので、以上で質疑を終了します。

◎議案第43号

○議長（上條光明君） 日程第17、議案第43号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第43号「平成24年度山形村水道会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げたいと思います。

収益的収入で、人事異動に伴う下水道使用料賦課徴収事務負担金の293万2,000円を減額いたしまして、収入総額を1億9,981万8,000円とするものでございます。

収益的費用では、異動に伴う人件費106万8,000円を減額いたしまして、費用総額を1億9,810万7,000円とするものでございます。

また資本的支出では、障害者福祉施設給水管取り出し工事及び唐沢配水池の流量計取り替え工事に833万7,000円を追加するものでございます。資本的収入に対する資本的支出の不足する総額8,519万9,000円は、地方消費税資本的収支調整額108万9,000円と過年度損益勘定留保資金8,411万円で補てんするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(上條光明君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) それでは、議案第43号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案の委員会付託

○議長(上條光明君) 日程第18、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第32号から議案第43号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（上條光明君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前10時07分）